

## 現行著作権法改正時の宿題

弁 理 士 牛 木 理 一

著作権法は、保護対象とする「著作物 (work)」について2条1項1号に定義し、また法2条2項には「美術の著作物には美術工芸品を含むものとする。」と定義する。

一方、意匠法は、保護対象とする「意匠 (design)」について2条1項に、「物品の であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と定義する。さらに登録要件として、法3条1項柱書に「工業上利用することができる意匠の創作をした者は」と規定する。すると、量産する物品を離れて何らかの形状や模様等を創作しても、それは意匠法の保護対象とはならない。

したがって、美術の著作物 (artistic work) と意匠とを分けるものは、後者が物品という用途や機能の他律性に支配されて創作される作品であるのに対し、前者はそれ自らの自律性に支配されて創作される作品であるから、量産品か一品製品かによって保護法は自然に区別されることになり、著作権法2条2項の規定は本質的に限定解釈すべきことになる。

すると、美術工芸品は、物品を媒体とした純粹美術品 (works of fine art) であるから、これを応用美術品と呼ぶことはできない。

応用美術品 (artistic work applied to articles) とは、本来、純粹美術品であった作品が、その後、物品に転用ないし利用された場合に使用される用語である。だからこそ、現行著作権法の改正審議を行った著作権制度審議会は、昭和41年4月に文部大臣に提出した答申で、この問題の解決のための第1案を提出した。

しかし、この第1案は、隣接する意匠法等の工業所有権制度との調整が必要であることを理由に採用されず、“将来の課題”として考慮すべきものとするだけ記述されて第2案が採用され、法2条2項の規定となった。

そこで、第1案と第2案とを紹介する。

第1案は応用美術について、著作権法による保護を図るとともに現行の意匠法など工業所有権制度の調整措置を積極的に講ずる方法としては、次のように措置することが適当と考えられる。

### (1) 保護の対象

実用品自体である作品については、美術工芸品に限定する。

図案その他量産品のひな形または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、それ自体が美術の著作物であり得るものを対象とする。

### (2) 意匠法、商標法との間の調整措置

図案などの産業上の利用を目的として創作された美術の著作物は、いったんそれが権利者によりまたは権利者の許諾を得て産業上利用されたときは、それ以後の産業上の利用関係は、専ら意匠法などによって規制されるものとする。

第2案は上記の調整措置を円滑に講ずることが困難な場合は、今回の著作権制度の改正においては以下によることとし、著作権制度および工業所有権制度を通じての図案などのより効果的な保護の措置を、将来の課題として考慮すべきものとする。

- (1) 美術工芸品を保護することを明らかにする。
- (2) 図案その他量産品のひな形または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、著作権法においては特段の措置を講ぜず、原則として意匠法など工業所有権制度による保護に委ねるものとする。ただし、それが純粹美術としての性質をも有するものであるときは、美術の著作物として取り扱われるものとする。
- (3) ポスターなどとして作成され、またはポスターなどに利用された絵画、写真などについては、著作物あるいは著作物の複製として取り扱うこととする。

昭和45年法が施行されて今年で40年が経過している間に、デジタル化時代を反映した改正は種々なされてきても、前記第1案についての宿題は依然として沈黙のまま忘れ去られようとしている。

第1案(2)の記載はややわかりにくいけれども、最大の問題は、当時、話題となっていた商品化権問題であった。これは、マンガやアニメのキャラクターがデザインとして量産品に利用された場合の著作権法の対応は、複製権の行使でいいのかという疑問であり、隣接する意匠法の存在意義との関係であった。また、英国の「ポパイ」事件をめぐる貴族院1941年判決に対する批判から起った1956年著作権法10条の規定が、わが国著作権法に少なからず影響を与えようとしていた。

しかし、英国の56年法10条による保護ゼロは、その後、改正の歴史を辿り、Design Copyright Act, 1968の制定により15年間は保護することを経て、Copyright, Designs and Patents Act 1988に至り、特にその52条により、美術作品 (artistic work) の複製と扱われるものから工業製品を製作し、その製品を英国内その他で販売した場合は、最初の販売年の末から25年間に限り保護し、それ以後は何人も、著作権侵害なしに製作することができる」と規定した。

ここに25年間とは、CDPA1988の269条(2)にある登録デザイン権の存続期間の最長25年と一致する期間である。また、ベルヌ条約7条(4)は、応用美術品の保護期間は各同盟国の立法に留保されるとしても、作品の製作時から最低25年間とすると規定する。

すると、わが国現行著作権法の宿題は、英国の CDPA1988 を一つの目標におき、同時に意匠権の存続期間のあり方との関係を検討することになる。

また、この宿題を解くことは、「応用美術委員会」が2003年3月に発表した研究報告では論及しなかった商品化権問題の解決に連がることになる。

(「コピーライト」2010年9月号1頁より)